



第 20 号

発行人 小笠原 正

編集人 望月 浩一郎

日本スポーツ法学会事務局

〒186-0004 東京都国立市中一十九一八

第七叶ビル五F

総合スポーツ研究所内

電話 ○四二一五八〇一一三五

FAX ○四二一五八〇一六二七五

「ソーシャル・マーケティング」、寒川氏の「伝統と女性差別の報告をもとにして行われる。女性のスポーツ参加をめぐつて様々な問題が起り、その都度それを解決及び研究をしてきた四人のパネリストの報告と会場からの参加者の熱心な討議が予想される。

第一〇回大会 一二月一四日早稲田大学国際会議場で開催へ 「スポーツ法と文化」～スポーツと女性～をテーマに

日本スポーツ法学会第一〇回

(韓国・東國大学校法科大学法学

大会は二〇〇二年一二月一四日
(土) に早稲田大学国際会議場を
会場として「スポーツ法と文化
～スポーツと女性～」をテーマに
開催する。午前は、自由研究発表、午後
総会に引き続き、第一〇回大会
開催を記念して初代会長の千葉
正士氏(本学会名誉理事)によ
る「日本のスポーツ法学会一〇
年振り返って」と延基榮氏千葉正士名誉理事による講演
と浦川通太郎理事のご尽力によ
り韓国スポーツ法学会会長延基
榮氏をお招きしての記念講演が
第一〇回大会を迎える本学会の
さらなる発展に大きな刺激を受けるのではないか。
シンポジウムは「スポーツ法
と文化～スポーツと女性～」のテ
ーマでパネリスト白井久明氏
(弁護士)と來田享子氏(愛知学
泉大学)、井上洋一氏(奈良女子
大学)、寒川恒夫(早稲田大学)
をお迎えし、白井氏の「スporte
ント」、來田享子氏の「女性のス
ポーツへの参加～歴史と現状」、
井上氏の「アメリカ 女性スボ

屋体育大学)、「事故予防の側面
から見たアスレティックトレーナー」(平井千貴・富士アスレティック&ビジネス専門学院・総合スポーツ研究所)の四本の研究報告が行われる。
大会終了後は恒例の懇親会を開催する。

夏季合同研究会報告

平成一四年度の夏季合同研究会が、七月二二七日（土）に岸記念体育会館で開催された。うだるような酷暑の中、三五名が出席をし、道垣内正人会員による「日本におけるスポーツ仲裁制度の設計」、N P O 法人ジユース（J W S）の小笠原悦子代表による「スポーツと女性参加」、水沢利栄会員による「アメリカのスキー場のリスクマネジメント」という三報告が行われた。

道垣内会員は、日本オリンピック委員会（J O C）のスポーツ仲裁研究会のメンバーの立場から、現在設立の準備が進められている「日本スポーツ仲裁機構（J S A A）」の仕組みの概要について説明された。

小笠原悦子 J W S 代表は、スキー場における女性参加に関連して、歴史的概観から五輪夏季大会の出場者数、アメリカのタイトル・、第一回世界女性スポーツ会議におけるブライトン宣言や国連北京世界女性会議にお

まず、スポーツの世界で発生する紛争が、法律上の争訟とはなじまないと指摘され、裁判には時間や経済的負担がかかることから、代替的紛争処理制度としての仲裁の意義を解説された。そして、J O C のスポーツ仲裁研究会の設立の経緯や、現在構想されている J S A A の仲裁規則案などについて説明され、財源や仲裁人の選定といった現在の検討課題が示された。

小笠原悦子 J W S 代表は、スキー場における女性参加に関連して、歴史的概観から五輪夏季大会の出場者数、アメリカのタイトル・、第一回世界女性スポーツ会議におけるブライトン宣言や国連北京世界女性会議にお

ける北京行動綱領の内容と意義、さらには J O C 女性スポーツプロジェクト等について解説された。

第四回世界女性スポーツ会議が二〇〇六年に熊本市で開催されることが紹介され、アジアでの最初の世界女性スポーツ会議開催の意義や取り組みについて述べられた。そして、男女共同参画条例制定への積極的な関与や、スキー場に關わるすべての組織の意思決定機関での積極的な女性登用などを提言された。

水沢会員は、アメリカ・コロラド州にあり、全米でもリスクマネジメント対策が最も進んでいるスキー場の一つのウインターパークスキー場の取り組みに

ついて、スキーパトロールの活動を中心としたスキー場の安全管理に対する姿勢、救急処置の方法、事故発生時の対処法、事故の記録や違反行為の規制方法などについて法的、組織的な管理システムについて解説された。

（森 浩寿 記）

理事會議事要録

2002年 第二回

日時：平成十四年四月一三日

場所：東亜大学赤坂ビル

出席者：小笠原会長、菅原副会長、

望月事務局長、濱野理事、諏訪理

事、浦川理事、入澤会員、千田会

員、森会員、中田会員

委任状提出者：伊藤理事、井上理事、

佐藤理事、池井監事、日野監事、

小林会員、斎藤会員、中村会員

理事数：一五名中四名出席

委任状提出六名 欠席理事五名

事務局員数八名中五名出席

欠席事務局員二名

以下の事項について報告され、討議された。

一 報告事項

(1) 年報・ISSN、ISBNナンバーの問題

(2) 年報九号一部変更の件

(3) 学術会議登録手続

(4) HP掲載の連絡先アドレス

(5) HP上掲載の連絡先アドレス

(6) 全会員向けMLの立ち上げ

(7) 名簿管理方法について

(8) 研究専門委員会について

(9) 年報・会費プロジェクトチーム

の報告

(10) スポーツジャーナル誌への件

二 夏期合同研究及び第一〇回大会

三 その他

な新入会員の申し込みがあり、次の五名を承認した。

加賀谷孝、金哲彦、鈴木知幸、竹原伸雄、津田陽一（敬称略）

以上の承認により会員数は一五二名となることが報告された。

2002年 第三回

日時：二〇〇二年七月二六日（土）
11：00～12：30

場所：岸体育館会議室

出席理事：小笠原正、菅原哲朗、濱野吉生、森川貞夫、湯浅道男、萩原金美、井上洋一、浦川道太郎、

諏訪仲夫

事務局：望月浩一郎、斎藤健司、中村祐司、小林真理、森浩寿、千田志郎、中田誠

委任状提出：伊藤堯、池井優、日野一男

（二）学術会議に関連して

・小笠原会長より、学術会議のロースクール構想において、社会法部会からスポーツ法の導入を要請している。教育法において学校事故が取り扱われる可能性はあるものの、スポーツ法そのものを導入していく見込みはないことが報告された。

（二）会員の入会について

・新入会員として片岡健人氏（片岡税務会計事務所）、富岡勇哉（内閣官房）、廣善隆（東京大学大学院）の入会が承認され、現在総会員数二五五名であることが報告された。

（三）第一〇回大会について

・韓国東國大学法学部長の延基榮先生は二月一四日に来日してくださいされることについては承諾が得られた。招聘するにあたり、学術振興会と野村基金からの助成を受けられた。よう浦川会員が手続きを行うことになった。当日の宿泊については早稲田大学のステップ二という施設を利用するための手続き、さらに当日の通訳を探す件について浦川会員に一任することになった。

（四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。ただし、一人締め切りを過ぎてから掲載を辞退する旨の連絡があつたことが報告され、この件については小笠原会長に一任することになった。

（五）年報一〇号について

・年報編集に理事が直接関わっていないことに対しても問題提起がなされ、その対処の仕方として理事の増員が提案されたが、早急に結論を出すのではなく、今後の課題として検討していくことになった。

（六）年報・会費プロジェクトチー

ムからの報告

・「スポーツに関するセクシャルハラスメント」のパネリストについても、これまで送付されていないので、早急に送付することになった。

（七）年報九号について

・自由研究発表の応募に関する書類がまだ送付されていないので、早急に送付することになった。

（八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九）年報・会費プロジェクトチー

ムについて

・「スポーツに関するセクシャルハラスメント」のパネリストについても、これまで送付されていないので、早急に送付することになった。

（十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（二十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（三十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（四十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（五十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（六十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（七十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十八）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（八十九）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十一）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十二）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十三）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十四）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十五）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十六）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十七）年報九号について

・現在若干名提出が遅れている者がいるが、近日中に提出されることは確認済みであることが報告された。

（九十八）年報九号について

・現在若干名提出が

をさらに今後の検討課題とするこ

とし、採決がなされた。出席理
事一〇名中、八名が値上げに賛成
の意思を表明した。値上げの額に
ついては今後プロジェクトチーム
での検討に一任することになっ
た。

(七) 少年スポーツフォーラム委員
会より

菅原会員より将来「少年スポーツ

安全対策研修会」を開西方面で開
催したいとの要請を日本体育協会
から受けしており、その担当理事を
決定したいとの報告があつた。関
西での開催を含め、中村浩爾会員、
井上会員、斎藤会員で詳細につい
て今後検討していくことになっ
た。

(八) 研究専門委員会について

萩原会員より一〇月頃に次回研究
会を開催する予定であり、その人
選について検討中であることが報
告された。

(九) スポーツジャーナルについて

小笠原会員より「スポーツジャー
ナル」の連載について、当面の原
稿については依頼済み、もしくは
調整中であることが報告された。

二〇〇二年 第四回

日時..平成一四年九月二八日

場所..東亜大学東京事務所

出席理事・小笠原正会長、菅原哲朗
副会長、望月浩一郎事務局長。

委任状出席..濱野吉生、山田一郎、
池井優、森川貞夫、萩原金美、浦

川道太郎

報告

(一) 財団法人日本体育協会日本ス
ポーツ少年団、財団法人スポーツ
安全協会、日本スポーツ法学会主
催による平成一四年度事業として

平成一五年二月九日に品川プリン
スホテルで開催される「ジュニア
スポーツの育成と安全・安心フォ
ーラム」要項について報告された。

(二) 平成一四年一月一二日に I
C A S (スポーツ仲裁国際理事会)
大阪会議の記念シンポジウム参加
者募集の件が報告された。

(三) 研究専門委員会について

A D R 研究専門委員会の開催につ
いて報告された。平成一四年一
月九日(土)午後二時から早稲田
大学人間総合研究センター分室

(早稲田大学南門前レストラン高
田牧舎二階)で上柳敏郎弁護士に
よる「千葉すず仲裁事件の経験か

ら日本のスポーツ仲裁を考える」
及び出井直樹弁護士による「スボ
ーツ A D R と弁護士会の取り組
み」について報告討議を行う。
事故判例研究会は日程及び内容に
ついて検討中と報告された。

(四) スポーツジャーナル原稿執筆
の件について報告された。

(五) 学術会議について

(六) 先に亡くなられた第二代会長
伊藤堯先生の追悼の表し方につい
て報告された。次号会報及び年報
で追悼文の掲載が了承された。

議題

(一) 第一〇回大会開催に関する件

日時..平成一四年一二月一四日

(二)

場所..早稲田大学国際会議場

テーマ..「スポーツ法と文化—ス
ポーツと女性」

記念講演、シンポジウム、自由研
究について事務局から提案があ
り、了承された。四月開催理事会
で決定していた件についての依頼
終了報告と今後の依頼等について
は事務局が引き続き行うことにな
った。

(四) 新入会員の件

新入会員として安藤拓郎氏(弁護
士)、白井久明氏(弁護士)の入
会が承認された。会員数二五七名

となる。

(五) 年報編集委員会の設置

第三回理事会年報・会費プロジェ
クトチームの報告をもとに、第十

一号年報より、年報編集委員会の
設置が決まった。代表に森川貞夫
理事を選出した。(委員 中村祐
司、入澤充、小林真理、森浩寿会
員)

(六) 会員値上げの件

平成一五年度分より会費の値上げ
をすることが決まった。詳細は第
十回大会で提案する。

が報告された。

(三) 年報第一〇号の件

第一〇回大会のテーマをもとに編
集を行い、記念講演、自由研究等

について収録し、依頼原稿につい
て小笠原正「ジェンダーとスボ
ーツ法学」、中村祐司「日本スボ
ーツ法学」これまでの課題とこれか
らの課題」が了承された。八月に

亡くなられた伊藤堯第二代会長の
追悼文を小笠原正会長、菅原哲朗
副会長に依頼をすることを提案、
了承された。

伊藤堯先生の逝去を悼む

(早稲田大学教授・前日本スポーツ法学会会長)

濱野吉生

伊藤堯先生は、昨年一二月に開催された学会大会に出てこられず、いつもの「伊藤節」を披露することはなかつた。当時は足を骨折しただけだから治つたらまた大きな声と大きな身体で理事会や学会大会に出てこられただろうと、その時は思つていたのだが……。

その私達の思いは叶わず、先生は八月十一日午後十一時三十三分家族に見守られてお亡くなりになつた。何であの元気だった先生が、というのが先生の訃報を聞いた時の私の最初の思いであつた。

本学会第二代目の会長を務められた先生は、若い日本スポーツ法学会を大きく育てようと理事会、研究会でも活発にご発言をされていた。特に大会のシン

ポジウム等では常に積極的に発言をし、若手研究者を育てようと時に厳しい指摘をしながらも常に最後にはやさしく「しつかり研究を続けなさいよ」と励ましの言葉を掛けていたのがとても印象的だつた。先生が東京女子体育大学を退職なさつたあと、平成国際大学でスポーツ法学を講じ、その受講生である学生、院生を先生が会費を負担して学会に参加させていたのもその現れであつただろう。

伊藤先生は日本教育法学会でも長いこと理事を歴任され、そこで学校体育事故について先駆的な研究成果を発表なさつてゐた。先生が学校事故研究に取り組まれるようになつたきつかけを雑談の中で伺つたことがあつた。

いた東京女子体育大学の学生が授業中水泳事故にあり、そのときの体験から被害者救済と学校体育・スポーツ指導者の法的責任について深い問題関心をもつたと言われていたのを思い出す。先生は一九六九年に『体育と法』(道和書院)を著して、体育・スポーツ事故による法的責任について後の学校事故研究者の道を開いた。その後一九七一年に『体育・スポーツ事故判例の研究』(道和書院)、一九八〇年に『体育法学の課題』(道和書院)をお書きになり、これらの著書に貫かれてゐるのは、「体育・スポーツ活動は本質的に不可避的な危険な要素を含んでいが不可能であるとするならば、被害者に対する充分な救済措置

が前もつて配慮されなければならぬ」という先生の思想であつた。そしてスポーツ指導者は、スポーツ参加者が安心して参加できるために事故を予測してスポーツの特性に対応した適切な指導力が重要だとして東京女子体育大学に体育・スポーツ事故問題をカリキュラムとして導入し「運動事故補償論」という講座を開設した。その後「スポーツ法学」と改称して将来体育・スポーツ指導者になる学生たちの養成をはかつてきている。

日本のスポーツ法学研究のいわば道筋を開いた先生は、まだ七五歳であった。今年の暑い夏、先生は急いで逝つてしまわれた。先生のあの大きな声が学会で聞けなくなるのはとても寂しい。

スポーツ安全フォーラム

平成一五年度開催から二会場で

財団法人日本体育協会日本
スポーツ少年団、財団法人ス
ポーツ安全協会、日本スパー
ツ法学会主催による「スパー
ツ安全フォーラム」は、平成
一五年度事業から東京・大阪
の二会場で開催することが決
定した。

二〇〇〇年度から開催され
ている「ジュニアスポーツの
育成と安全・安心フォーラム」
は、平成一四年度事業として
平成一五年二月九日に品川プ
リンスホテルで開催されるこ
とになった。

裁」。スポーツ仲裁国際理事会（I C A S）が大阪でスポーツ紛争をめぐる国際的な動向を踏まえてスポーツ仲裁の意義と課題を考えます。会員には別途案内が行きます。

スポーツ仲裁国際理事会(ICSAS)来阪記念シンポジウム

二〇〇〇年度から開催されている「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」は、平成一四年度事業として平成一五年二月九日に品川プリンスホテルで開催されたことになった。

平成一四年度の内容は、講演及びフォーラム（パネルディスカッション）と今年度からジユニアスポーツ法律アドバイザーリンクを柱として企画が進んでいることが報告された。

九月二八日の理事会開催に先立ち、日本体育協会青少年スポーツ部の岩田史昭氏、江橋千晴氏から平成一四年度事業及び平成一五年度事業の概要が報告された。

第8回大会の記録日本スポーツ法学会年報
第8号『スポーツ事故をめぐる諸問題』は、
現在書店ではお求めできませんので直接総合
スポーツ研究所にご注文ください。

年報第8号発売中

「人制度」竹之下義弘、「スポーツ事故と対策—ラグビー事故に即して」日比野弘の論文をはじめ、大会での基調講演、池井優「スポーツ代理人—その起源、発展、問題点—」、萩原金美「スポーツ事故と裁判外の紛争解決—とくに仲裁について—」及びシンポジウム「スポーツ事故をめぐる諸問題」、「アメリカのスポーツ事故と判例」（井上洋一）、「日本のスポーツ事故と裁判—刑事責任」（入澤充）、「日本のスポーツ事故判例—民事責任」（高島秀行）、「スポーツ固有法とスポーツ事故の防止」（日野一男）及び討議、自由研究「E.U.における放送政策とスポーツ」（高橋雅夫）、「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理について」（森浩寿）等々です。

2002スポーツ六法

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録
体育・スポーツ事故判例・保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!

- 第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
- 第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
- 第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
- 第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
- 第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
- 第六編 組織・運営、その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
- 資料編 体育・スポーツ関係表／文部省体育局所管法人一覧／保険制度一覧／体育・スポーツ事故判例一覧／事故判例の取り扱い方／保健体育審議会答申等一覧／関係法令等

〒171-0042 東京都豊島区高松2-8-6 道和書院 TEL (03) 3955-5175
FAX (03) 3955-5102